平成２９年（フ）第４９０３号
大阪市東淀川区相川３丁目１番11号　マンション相川301号、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄２丁目８番13号　第２田中ハイツ302号
債務者　植田ひとみ
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３４号
福岡県糸島市潤２丁目15番15号　102
債務者　小林　健太
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３５３号
福岡市城南区堤団地24番107号
債務者　ウカングン（于　冠軍）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６１８号
福岡市中央区平尾１丁目３番39―601号
債務者　小谷　則和
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５号
長崎県諫早市鷲崎町627番地３　エステートサトウＶ102号
債務者　山口　美香（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８３号
相模原市中央区青葉２丁目８番10号
破産者　畠山　照子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７９号
神奈川県座間市東原３丁目３番19―202号　プリムローズ東原
破産者　成澤　広治
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６３号
長野県上田市築地861番地イ
破産者　坂下　秀機
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第９８号
山形市大字灰塚123番地
破産者　東海林淳悦
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
富山県氷見市朝日丘10番７号、破産開始決定時の住所富山県砺波市堀内１番地６
破産者　佐藤　篤志
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第５５号
静岡県富士市大淵102番地の61　コーポ高山Ｂ―105号
破産者　丹羽　貞二
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１９８７号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目14番地の１　アーバンラフレ星ケ丘１―204号、従前の住所愛知県瀬戸市西米泉町164番地の７
破産者　菊地　庄司
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６号
京都府福知山市字内記52番地の19
破産者　髙見　清志
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第２８５９号
大阪府枚方市南楠葉２丁目４番10―101号、開始決定時大阪府枚方市西船橋２丁目59番20―209号（事業所所在地）大阪市中央区船場中央３丁目２－８　Ｂ151
破産者　あんぶること　田玄　勇一
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８７６号
大阪府高槻市如是町16番３号　ＮＴＴ富田社宅３棟343号
破産者　小窪　美郎
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２９号
大阪市城東区森之宮２丁目６番450号
破産者　窪田　浩治
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部